

ギモン  
04

## 市ではなく、市民による活動でまちを良くしていくの？

まちを良くする活動は、市がやっているんじゃないの？

市としても市民の皆さんのが安心して暮らしていくよう、これからもまちを良くする活動にしっかり取り組んでいきます。ただ、1ページ目のおさらいになりますが、「市では見えにくい地域の課題」があります。そのような課題に対し、市民の皆さんが市よりも大きな力を発揮できる場面があります。例えば、次のようなケースを考えられますね。

## 市民の皆さんのが持つ大きな力①

 住んでいる地域の課題が見える！

最近、新しい住民が多く引っ越して来ている。  
この地域の歴史や特徴を知ってもらいうイベントを企画したらどうかな？



学校の通学路。  
登下校の見守り活動をして、少しでも安心して学校に通ってもらいたいな

## 市と市民が、お互いに支え合うことが大切ってこと？

そうなんです！行政ができる事、みんなで力を合わせてできること、自分一人でできること、さまざまな方法がありますが、「お互いに支え合うこと」でより大きな力を生み出すことができると信じています。このかわら版を読んで、「自分にもできることがあるかもしれない」と思った方は、市に相談をしたり、紹介した制度などの活用を検討してみてください。これからも市民の皆さんと「ともに創る」市政に取り組んでいきます！

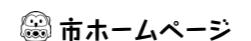
## アンケートへのご協力を願います。

今後の発行の参考とさせていただきますので、「もっと知りたい！つくば市かわら版 第19号」をお読みになったご感想などをお寄せください。（各号ごとのアンケートとなります）

※個別の質問にお答えすることはできません。



でつくば市かわら版をいつでもどこでも！



市ホームページ



マチイロ



YouTube



もっと知りたい！

つくば市

ばん

# かわら版

2023年4月3日

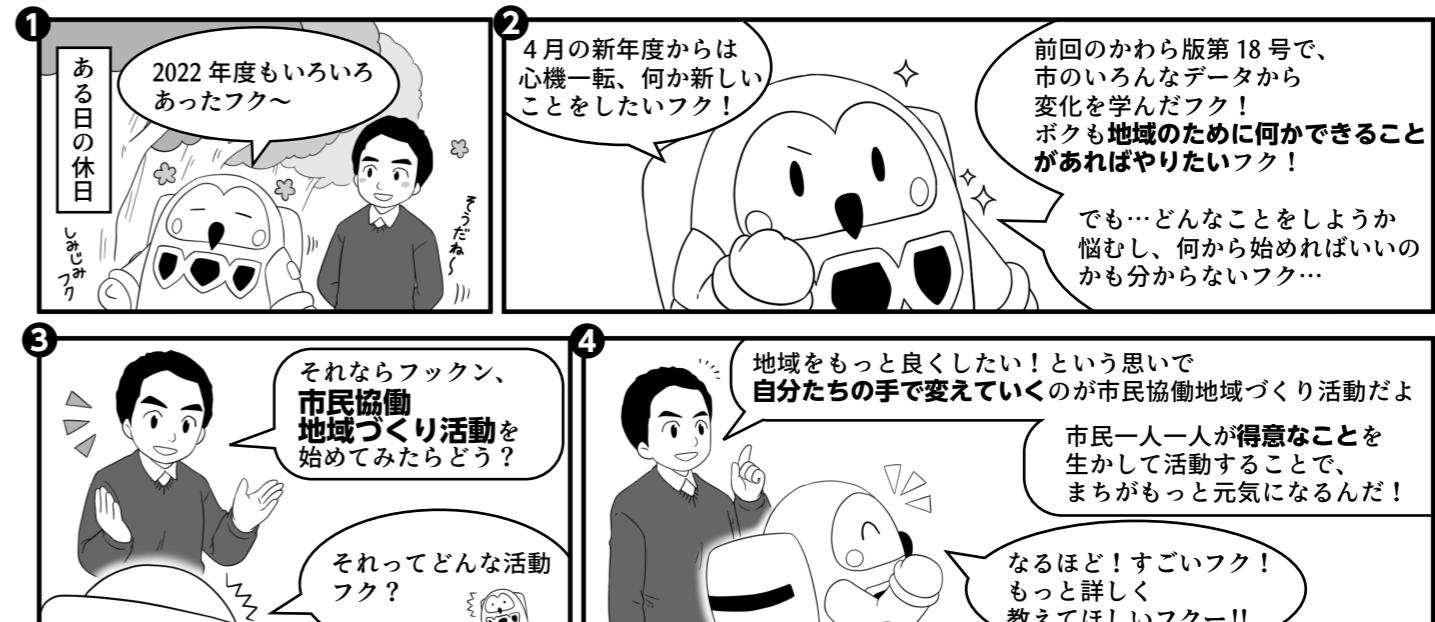
皆さんのギモンに市長が答えます

第19号



つくば市長 五十嵐立青

## 今回のテーマ 市民協働地域づくり活動のこと、もっと知りたい！



ギモン

01

## 市民協働地域づくり活動って何？どうやって始めるの？

### 市民協働地域づくり活動って、どんなものなの？

市民が自ら「自分が住んでいる地域をもっと良くしたい！」、「困っている人たちを助けたい！」という思いで取り組む公益的・利益追求のない活動のことです。市民協働の良いところは市では見えにくい地域の課題や、一人では解決が難しい課題を地域のみんなで解決できること。

例えば、「普段よく行く公園の花壇に、もっとお花を植えてきれいにしたいな」といった、ふとした時に感じる「地域への思い」ってありますよね。そんな思いに共感し、一緒に取り組んでくれる仲間がいたら毎日の暮らしもっと楽しく、快適になると思いませんか？このように、地域の人たちが力を合わせて取り組む活動を、市民協働と呼んでいます。

### みんな、どうやって活動を始めているの？

始め方は大まかにいうと2つあります。

#### 始め方①▶現在活動中の団体などに入る！

こんな人に  
おすすめ！

- チームの一員として頑張りたい
- みんなで一緒に活動したい
- 気になる活動団体がある



#### 始め方②▶自分で新しく始める！

こんな人に  
おすすめ！

- 今までにないことを始めたいたい
- リーダーとして、自分が中心になって頑張りたい



また、さまざまな支援制度がありますので、それらを活用していくこともおすすめです。次のページで詳しく説明しますね！

## ギモン 02 市民協働地域づくり活動を支援する制度について教えて！

 市にはどんな支援制度があるのか、詳しく知りたいな！

 市民協働を始めたい！と思っても、「活動資金」の問題にぶつかったり、さまざまな面でのサポートや助言が欲しいな、と思う方もいると思います。そこで、市では以下のような補助金や支援制度を用意していますよ！  
 もっと詳しく知りたい方は、各二次元バーコードから市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

### アイラブつくば まちづくり補助事業

 どんな事業が採択されているの？

▶シニア世代を対象に、診療所施設からのオンラインと現地参加の方式で歌声サロンやおしゃべり会を開催



▶地域へ移住してきた住民を対象に、住民同士の交流を深めるためのイベントやごみ拾い活動を実施



▶市内の小学生を対象に、手話などを使った人形劇のワークショップを行い、ろう者とのコミュニケーションについて学習



 補助の内容について詳しく教えて！

▶審査により、**最大30万円**の補助金交付

▶2人以上の団体であれば申請可能

▶市の担当課が事業をサポート

▶市内で行う公益的な事業が対象

▶申請締切は年3回(4月20日、7月20日、10月20日)



2023年度第1回申請締め切りは**4月20日(木)**まで(申請先:市民協働課)

事業計画書や収支予算書などの申請書類が必要フク！早めに準備するフク～！

### 周辺地域における 地域づくり活動支援制度

この支援制度は、**市内周辺地域**(対象地域あり)において、地域住民の皆さんを取り組む地域づくり活動に対し、補助金などを含む**段階的な支援**を行う制度です。

周辺地域づくり活動の例 地元産野菜などを取り扱う朝市の開催/高齢世代と子どもたちとの交流イベント/地域の歴史を守り、伝える活動/地域の魅力を発見し、宣伝する活動 など



## ギモン 03 さらに大きな市民協働地域づくり活動を支援する制度って？

 「小さな活動」から「大きな活動」へステップアップする方法は？

 「NPO法人(特定非営利活動法人)」のように、団体を「法人化」するのも一つの方法です。団体を法人化すると、活動場所を団体名義で賃貸借契約できたり、財産を所有できるので活動の幅が広がります。市内では145もの団体がNPO法人として活動を行っていますし、社会に浸透している制度ですよね。また、最近新しい法人化の制度として「労働者協同組合法」という法律が施行され、新しい枠組みとしてスタートしたんですよ。NPO法人との違いなども含めて、以下で説明しますね。

内閣府  
NPO法人  
ホームページ▼

厚生労働省  
労働者協同組合法  
特設ホームページ▼

### NPO法人と 労働者協同組合

 それぞれの制度を詳しく教えて！

▶NPO法人は、定められた特定非営利活動分野(20分野)での活動を行う法人です。  
 ▶労働者協同組合は、**さらに多くの分野を対象**とし、幅広い地域課題の解決を目指す活動を行う法人です。組合員が出資し、意見を出し合い、自ら従事することを基本原理としています。  
 ▶労働者協同組合は、NPO法人よりも**設立要件が緩和され、新しく立ち上げやすくなっている**ほか、組織内での上下関係ではなく、一人一人が対等に事業に取り組むことができるなどの特徴もあります。詳しくは以下の表もご覧ください。

	NPO法人	労働者協同組合
設立人数	社員10人以上(別途監事1人必要)	組合員3人以上(別途監事1人必要)
設立の手続き	茨城県知事に定められた書類を提出し、認証後に法務局へ登記する	法務局に登記後、茨城県知事へ届出
事業内容	法律で定められた特定非営利活動分野(20分野)	労働者派遣事業以外の事業であれば可
主な資金調達方法	会費、寄付金	組合員からの出資

 法人化すると、どんな活動ができるの？

以下は一例ですが、現在さまざまな分野での社会貢献活動が行われており、「既存の活動からのステップアップ」も期待できます。

#### 福祉関連



・訪問介護やデイサービスなど  
 ・こども食堂など

#### 子育て支援



・学童保育など  
 ・不登校支援のフリースクールなど

#### 地域づくり



・農産物加工品販売所等の拠点整備など